不動産鑑定評価の共同実施に関する協定書

国(以下「甲」という。)及び相手方(以下「乙」という。)は、甲が所有する財産と乙が所有する財産の交換にかかる不動産鑑定評価業務(以下「本業務」という。)の共同発注及び契約締結に関して、次のとおり協定を締結する。

(不動産鑑定評価の共同発注の実施)

第1条 甲及び乙は、次に掲げる財産について、不動産鑑定評価を共同で発注するものと する。

(1) 甲が交換を予定する財産

/ //		Ju 😑
所 在 地	区分	数量

(2) 乙が交換を予定する財産

所 在 地	区分	数量

(業務発注手続き等)

- 第2条 本業務の発注手続きは、甲が甲の定める基準に基づき実施し、公告書等に甲及び 乙の共同発注であることを記載するものとする。
- 2 本業務の契約書(案)及び業務仕様書については、甲乙協議の上、決定したものを使用するものとする。
- 3 本業務の予定価格については、甲が甲の定める基準に基づき決定し、予定価格調書を 作成のうえ、開札日まで予定価格調書を保管するものとする。
- 4 本業務の発注は【一者又は二者】の不動産鑑定業者へ行うものとし、契約の締結については、それぞれ甲、乙及び不動産鑑定評価受託者(以下「受託者」という。)の三者で行うものとする。
- 5 甲及び乙は、本協定書をもって、共同発注を実施するうえで乙が実施する事務を乙が 甲に委任し、甲は受任することについて合意したものとする。ただし、当該事務には第3 条に規定する監督及び検査は含まないものとする。

(業務の監督、検査方法)

- 第3条 甲及び乙は、本業務の履行に関し、甲及び乙がそれぞれ指定する監督職員に受託者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせるものとする。
- 2 本業務における監督とは、業務の履行状況の確認、受託者から納入された不動産鑑定 評価書(以下「納入物件」という。)素案の審査等とし、鑑定評価額の誘導に結びつく行

為は行わないものとする。

- 3 監督にあたって、受託者に指示を行う場合は、当該指示内容を双方の監督職員が確認、 了承した上で、指示を行うものとする。また、受託者の業務を不当に妨げることのない ようにするとともに、監督により特に知ることができた受託者の業務上の秘密に属する 事項は、他に漏らしてはならないものとする。
- 4 甲及び乙は、受託者が業務仕様書に定める期間内に本業務を完了し、甲及び乙に業務 の完了を報告した場合は、甲及び乙がそれぞれ指定する検査職員に検査を実施させるも のとする。
- 5 本業務における検査とは、納入物件の給付内容の確認等とする。
- 6 甲及び乙は、第4項の報告を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 7 検査の結果、不合格とし、受託者に納入物件の再提出を指示する場合は、当該指示内 容を双方の検査職員が確認、了承した上で、指示を行うものとする。

(業務費用の分担及び支払い方法等)

- 第4条 甲及び乙は、本業務に要した費用(消費税及び地方消費税を含む。以下「業務費用」という。)について、業務費用の半額をそれぞれ支払うものとする。なお、負担金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てたうえ、乙の負担金額に1円を加えるものとする。
- 2 前項の業務費用は、納入物件の作成に要した費用とし、契約変更による追加費用、損害賠償金等の費用の分担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項により決定した負担金額は、第2条第4項における契約締結の際、甲から乙に 通知するものとする。
- 4 甲及び乙は、前条の検査完了後、適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 5 本業務に伴う債務の負担については、甲及び乙がそれぞれ単独に負担し、連帯債務と しないものとする。
- 6 前項の内容については、入札説明書等において明らかにするものとする。

(契約の任意解除等)

- 第5条 甲及び乙は、本業務の契約の内容を変更し、又は契約を一時中止し、若しくは打切る場合は、甲乙合意の上で実行するものとする。
- 2 前項の契約の内容の変更等について、一方にその責がある場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して、そ の取扱いを決定するものとする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(元号) 年 月 日

甲 (国)

乙 (相手方)

用途指定財産台帳(交換)

整理	番号								整理	簿番号	<u>1</u>				
相手方の住所及び氏名 (名称)									契約担当官						
処理	区分	の適用	条項						契約年月日						
所有権移転年月日								物件	引渡年						
財産の)所在:	地(口	座名)					捐	指定期日						
区	分	種	目		数量		契約時	持の交換価額				摘	要		
計															
指	指当初				変更後				変更承認年月日及びその理由				±		
定用															
途															
指	指 当 初				変更後										
定期															
間															
報告書等の提出期限			ſ	同提出日 違糸			的金に化	系る約	定		備	考			
											完結	年	Ξ.	月	日

調査、監査、指導事績

調査・監査	年月日	年 月日	年 月日	年月日	年月日
年月日	+	+ 7 -	+ /1 -	+	+
調査官					
氏名					
監査官					
相手方の					
立会者氏名					
契約の					
履行状況					
契約違反に					
対して執っ					
た措置					
違反措置の					
履行状況					

記載要領

- 1 「処理区分の適用条項」欄には、交換の適用条項を記入すること。
- 2 「契約時の交換価額」欄には、渡財産のうち指定用途を付した財産に係る契約時の交換 価額を記入すること。
- 3 「摘要」欄には、渡財産のうち「契約時の交換価額」欄に記入しなかった財産に係る契約時の交換価額を記入すること。
- 4 「違約金に係る約定」欄には、通達の記一第4-1-(5)に定める違約金を記入すること。
- 5 「備考」欄には、受財産の所在、数量、交換価額を記入すること。
- 6 「完結」とは、用途指定期間が満了したときをいう。なお、完結済のカードは別途保管 するものとする。
- 7 「調査、監査、指導事績」は、調査官の調査、監査官の監査の別にかかわらず管理処分 担当職員が記入する。
- 8 「契約の履行状況」欄は、履行の態様を簡潔に記入すること(用途指定違反又はおそれ のあるものについては具体的に。)
- 9 「契約違反に対して執った措置」欄には、契約違反の事実について相手方に対し注意、 勧告その他執った措置の概要を記入する。

交換計画書

(財務局名)

相	手方	の住所	氏名職美												
		内	用途	所在地	区分	地目及	数量	概算見	受財産を交換相手方が取得						
			713.22	771 1270		び種目	~ =	込価格	した年月日及びその取得先						
		容					m [†]	円							
交		現													
換予	受	況													
	財	具	① 受	財産を利	 用する国	国の機関等	<u> </u>								
定財	産	体													
産		的 利	(省庁	2所属会計名)											
の		用			—										
内		計	② 具体的利用計画												
容		画等													
及			口啦。	<i>A</i> 7 =			44 口	* <i>L</i> □	(台帳価格)						
び 利	渡	内	内		所在地		区分 種目	数量	概算見込価格						
用		容						m [*]	円						
計		+0 66													
画	財	相的手利							交換できる場合の該当事項						
等	産	方用													
		の計													
		具画													
		体													
		桑差金													
	-	るべき													
措置		+>													
交換によらな ければならな															
	い理由														
	その他 ① 用途指定を付する場合の指定用途の予定内容														
参考	参考事項 ② 交換についての相手方との折衝の進捗状況														
			③ 交	換契約締	結見込時	詩期及び所	管換見:	込時期							
						よるものに	ついて	の転用申請	青見込時期						
	⑤ その他参考事項														

(注) 1 「交換できる場合の該当条項」欄には、通達の記一第1に定める交換契約を締結 することができる場合の該当条項を記入すること。

> (記入例「予決令第 99 条第 9 号」、「記一第 1-2」、「別紙第 1-1」、「別 紙第 2-3」、「3 割増し」、「特別事由」等)

2 概算見込価格については、交換そのものの成否に関することとなるので、適正を期すること。